

## 年次有給休暇

Q

パートタイマーで働き始めて1年を経過したのですが、年次有給休暇はとれるのでしょうか。



A

年次有給休暇とは、決められた休日以外に賃金をもらいながら休みが取れる制度です。パートタイマーについても、一般従業員と同様に働いている人はもちろん、働く日数が週4日以下というような少ない人にも勤務日数に比例した年次有給休暇が付与されます（労基法第39条）。

### 付与されるためには

(1)6カ月間継続して勤務し、(2)所定労働日の8割以上出勤することが必要です。

例えば3カ月契約というような短期契約であっても連続して何度か契約を更新して、実質的に6カ月間勤務した場合もこれに該当します。その間勤務すべき日（＝労働日）の8割以上出勤していれば有給休暇をとることができるようになります。（年次有給休暇を取った日、仕事上のケガや病気による休業、産前産後の休業期間、なども出勤した日とみなされます。）

前記(1)、(2)の要件を満たした場合には、勤続勤務年数に応じた法定日数の年次有給休暇が付与されます。

### 取得は自由です

年次有給休暇をいつ利用するか、どのように使用するかは、原則として労働者の自由であり、利用目的などによって制限を受けることはありません。

しかし、使用者は請求のあった時季に休暇を与えることにより正常な事業運営に支障をきたす場合は、他の時季に変更することができます。

まず（労基法第 39 条）。さらに、労使の間で協定を結んだ場合には、年次有給休暇付与日数の 5 日分を除いた残りの日数は、計画的に付与されることとなります。

改正労働基準法により平成22年4月1日から、年次有給休暇は労使協定により時間単位で取得できるようになりました。

ご不明な場合、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

#### ☆パートタイム労働者等に対して比例付与される年次有給休暇の日数

パートタイム労働者のように所定労働日数が少ない労働者（週の所定労働時間数が 30 時間以上の者を除く。）に対する年次有給休暇の比例付与日数については、次の表のとおりとなります。

#### \* 年次有給休暇の比例付与日数

週所定労働日数	1 年 間 所定労働日数	勤 続 年 数						
		6ヵ月	1 年 6ヵ月	2 年 6ヵ月	3 年 6ヵ月	4 年 6ヵ月	5 年 6ヵ月	6 年 6ヵ月 以 上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

#### <参考>

週の所定労働時間数が 30 時間以上である場合の年次有給休暇の付与日数

勤務年数	6ヵ月	1 年 6ヵ月	2 年 6ヵ月	3 年 6ヵ月	4 年 6ヵ月	5 年 6ヵ月	6 年 6ヵ月 以 上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日